

○奈良県警察面接指導等実施要領の制定について

(平成21年9月17日例規第21号)

[沿革] 平成23年11月例規第35号、31年4月第23号、令和元年9月第33号改正

別記のとおり制定し、平成21年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別記

奈良県警察面接指導等実施要領

第1 趣旨

この要領は、奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号。以下「訓令」という。）第13条の2第3項の規定に基づき、面接指導等の実施要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 要面接指導職員の決定等

1 所属職員の勤務時間の算定

健康管理実施者は、所属の職員について、勤務管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務時間、休暇、給与等に関する事務の処理を行うシステムで警務部警務課長が管理するものをいう。以下同じ。）により、正規の勤務時間以外の時間の算定を行い、面接指導等の対象者として、次に掲げる者を把握するものとする。

- (1) 正規の勤務時間以外の時間が1か月について100時間以上の職員
- (2) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間における正規の勤務時間以外の時間について、1か月当たりの平均時間が80時間を超えた職員
- (3) 正規の勤務時間以外の時間が1か月について80時間以上の職員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）

2 確認票の作成等

- (1) 健康管理実施者は、次に掲げる者に対し、要面接指導対象者確認票（別記様式第1。以下「確認票」という。）を作成させるものとする。

ア 1の(3)に掲げる者

イ 1の(1)から(3)までに掲げる者のほか、長時間の勤務により、疲労の蓄積が認められる職員又は健康上の不安を有すると認められる職員であって、面接指導を受けることを申し出たもの

- (2) 健康管理実施者は、(1)により作成させた確認票を取りまとめた上、翌月7日までに健康管理者を経由して健康管理責任者に送付するものとする。

- (3) 健康管理責任者は、健康指導員をして(2)により送付を受けた確認票を確認させるものとする。

3 要面接指導職員の決定

健康管理責任者は、勤務管理システム及び第2の2の(2)により送付を受けた確認票により、次に掲げる者を要面接指導職員として決定するものとする。

- (1) 第2の1の(1)若しくは(2)又は第2の2の(1)のイに掲げる者

- (2) 第2の2の(1)のアに掲げる者のうち、次に掲げるもの

ア 面接指導を受けることを希望する者

イ 面接指導を受けることを希望しない者のうち、第2の2の(3)による健康指導員の確認の結果を踏まえ、健康管理責任者が面接指導を実施する必要があると認めるもの

第3 面接指導の実施

1 要面接指導職員の通知等

健康管理責任者は、第2の3による決定をしたときは、健康管理実施者に対し、当該決定に係る要面接指導職員を通知するものとする。この場合において、健康管理実施者に対する通知は、健康管理者を経由して行うものとする。

2 面接指導の実施

- (1) 1による通知を受けた健康管理実施者は、当該通知に係る要面接指導職員に対し、速やかに正規の勤務時間以外の勤務時間数及び面接指導の実施方法、実施期間等を通知するものとする。

- (2) (1)による通知を受けた要面接指導職員は、要面接指導職員問診票（別記様式第2）を作成の上、当該職員の所属における健康管理医の面接指導を受けるものとする。ただし、当該所属における健康管理医の面接指導を受けることができないときは、速やかに他の医師による面接指導を受けるものとする。

3 面接指導の結果報告

2の(2)による面接指導の結果については、健康管理実施者において、面接指導結果報告書（別記様式第2）によりその内容を確認し、及び当該報告書に記名押印した上、健康管理者を経由して健康管理責任者に報告するものとする。

第4 保健指導の実施

健康管理責任者は、要面接指導職員として決定しなかった者のうち、特に必要があると認めるものに対し、健康指導員による保健指導を行うものとする。この場合において、当該指導結果等については、確認票に記載しておくものとする。

(別記様式省略)